

2014年(平成26年)8月14日 木曜日

Q 有期契約労働者に試用期間を定めることはできますか。また、正社員として採用するための試用期間の趣旨で、採用時に有期雇用契約を結ぶことはできますか。

### 有期契約労働者に試用期間定められる?

A 企業が労働者を探が、有期契約は期間途中断します。そこで問題が用する際、試用期間を定めの解約が制限されておなればその時点で本採用を拒否するこり、試用期間を定めても用を検討し、適性や能力とは可能ですが、フリー本採用を拒否できる場合に問題があると判断すれば手でできるものでは通常よりも限定されるば契約を終了させるケーハンません。本採用の拒否を考えます。斯もあると思われます。

否は客観的に合理的な理由があると試用期間の趣旨でこの場合、労働契約の由があり、社会通念上相採用時に有期契約を結ぶ期間を設ける趣旨(有期契約として認められる場合手法についてですが、企契約)が労働者の適性をに限るとされています。業としてはまず有期契約評価・判断する目的とみお尋ねのように有期契約を締結し一定期間勤務しなされば、それは有期契約労働者にも試用期間をてもらい、その期間中に契約ではなく実質的には定めることは可能です労働者の適性や能力を判断する目的とされてしまい



## 可能だが制限など注意を

健太郎)

また試用期間の趣旨でこの場合、労働契約の

認められるかの区別ですか、通常の有期契約とさ

れ雇い止めが比較的広く認められるかの区別ですか、有期契約の締結時に

期間が満了すれば契約が終了する旨の明確な合意があるか否かによると考

えます。そのような合意がない場合には実質的に

試用期間とされ、合意がある場合には通常の有期

契約と判断されると思われます。(弁護士松田